

(1) 制度の概要

「企業版ふるさと納税」は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合、法人関係税から税額控除される仕組みです。損金算入による軽減効果（寄附額の約 3 割）と合わせて、税額控除（寄附額の最大 6 割）により、最大で寄附額の約 9 割が軽減されます。寄附を受けた地方公共団体は寄附を財源とした地方創生事業の実施が可能となります。

(2) 寄附の状況

寄附年度	寄附件数	寄附額
令和 4 年度	1 件	2,000 千円
令和 5 年度	3 件	5,150 千円
令和 6 年度	9 件	18,450 千円
計	13 件	25,600 千円

(3) 実施した事業及び実施予定事業

事業実施年度（予定）	事業名	充当額
令和 4 年度	伊達の生涯活躍のまち加速化事業	2,000 千円
令和 5 年度	6 次産業化推進事業	4,000 千円
	伊達市版ネウボラ事業	150 千円
令和 6 年度	伊達市子育て応援出産祝金支給事業	1,000 千円
	6 次産業化推進事業	4,000 千円
	I C T 活用による学習活動充実推進支援事業	11,350 千円
	保育職就労支援事業	100 千円
令和 7 年度	I C T 活用による学習活動充実推進支援事業	3,000 千円
	計 6 事業	25,600 千円

(4) 事業の評価等

○令和 4 年度において、企業版ふるさと納税を活用した初めての寄附を受けました。令和 4 年度から令和 6 年度までに13件、寄附金額は25,600千円でした。これらの寄附を活用し、複数事業の実施に資することができました。

○企業版ふるさと納税は地方創生に資する事業へ幅広く活用することが可能であり、市外企業への効果的な働きかけが必要なことから、市ホームページや内閣府「企業版ふるさと納税ポータルサイト」に掲載するなど P R に努めました。

(5) 今後の取り組みの方向

○税額控除の特例期間が 3 年間（令和 9 年度まで）延長されました。伊達市の地方創生の実現に向け、引き続き企業版ふるさと納税の利用促進と取組推進を図っていきます。